

おおさかの 住民と自治

2025. 9
(通巻第562号)

発行：
一般社団法人
大阪自治体問題研究所
(発行人：梶 哲教)
〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15
大阪グリーン会館5F
TEL 06 (6354) 7220 FAX 06 (6354) 7228
<http://www.oskjichi.or.jp/>
定価200円(消費税含む)
会員は会費に含まれます

「住民の声を聞く」忠岡町政に

住民自治への新たなスタート

忠岡町の巨大産廃焼却施設誘致を考える会事務局長 是枝 一成

2025年5月18日執行 忠岡町長選挙

有効投票総数	6,589	投票率	50.64%
--------	-------	-----	--------

これえだ 綾子	無所属・新	2,367	35.92%
松井 まさひと	無所属・新	2,302	34.94%
みやけ 良夫	無所属・新	1,920	29.14%

忠岡町長選挙が2025年5月18日に
行われ、これえだ綾子さんが次点候補と
65票差の僅差で当選を果たし、忠岡町初
の女性町長が誕生しました。

これえだ綾子さんは1991年27歳で
初当選以来9期33年、日本共産党忠岡町
議会議員を務めてきました。

著者自身、長年家族としてすぐそばで
見てきましたが、町民の皆さんに困りご
とがあれば、何をおいても駆けつけ相談
にのるなど、地道な活動への信頼があつ
たことが、今回の結果につながる基礎だ
と確信しています。

そして、5月20
日の町長就任の
際、「日本共産党
は国民の苦難を軽
減するために生ま
れた党。住民が主
人公をモットーに

しており、町政運
営と矛盾せず、む
しろ合致してい
る」と述べた言葉
が報道され、大き
く注目されまし
た。参議院選挙を
経た今でも、全国

各地から「勇気をもらった」「政治を変
えていく一歩となる」など激励の言葉が
寄せられています。

■わずか半年あまり、再び町長選挙に

今回の町長選挙は、昨年10月に2期目
の当選をした前町長（維新公認）が、官
製談合疑惑で辞職となったことをうけて
行われました。

これえだ綾子さんは、「不正のない町
政」とともに、昨年来の「忠岡町の巨大
産廃焼却施設誘致を考える会」（以下
「考える会」）が大きな世論をつくった
「産業廃棄物焼却施設誘致計画の白紙撤
回」を公約に掲げて訴えを広げました。

他の候補は「計画推進は既定事実」と
して問題にしない姿勢でしたが、住民の
願いと結びついたこれえだ陣営の訴えが
広がり、産廃誘致計画が選挙の重要な争
点となりました。

一方で、前町長と町議会が前回町長選
挙直前に、住民合意のないまま「実施協
定」締結（2024年10月1日）まで突
き進めたこの計画は「環境影響評価方法
書（案）」の概要が町議会にも提出（20
25年7月11日）され、25年7月末時点
で事業主体となる忠岡エコサービス（大
栄環境(株)他）が早々に大阪府への申請を

行う見通しとなっております。

実施協定を解消し白紙撤回するための住民合意形成とともに、町民のごみ処理をどうするのか、新たな計画づくりが重要となっております。今まさに「住民が主人公の忠岡町」をつくるためのスタートラインに立ったという思いです。

■町長選挙での争点となった巨大産業誘致計画の経緯

改めて産業焼却施設誘致計画（仮）地域エネルギーセンター整備・事業計画）を振り返ります。

2017年に決定された「忠岡町公共施設等総合管理計画」では、自前の焼却施設は廃止し町民のごみ処理については「広域処理」として進めることが記載されており、前町長も2020年町長選挙で「広域処理」を公約に掲げて初当選をしました。

その後、広域処理の対象となった泉北環境施設整備組合との協議が3回行われ、組合側も受け入れる方向が固まりつつある中、大栄環境㈱からの訪問を受けた前町長は方針転換を行います。

そして「忠岡町単独処理」「広域処理」「公民連携協定」の3案が提示された「忠岡町廃棄物減量等推進審議会」で、住民

代表からは「町の説明を聞く限り広域処理が適切ではないか」との趣旨の意見も出されていましたが、前町長は「公民連携」へと方針転換を進めていきました。

そして2022年8月に町議会に対して、正式に公民連携方式で産業廃棄物焼却施設（220ト炉）を誘致し、2033年に稼働する方針を説明しました。

前町長は当初、町民への説明会開催を拒否していました。しかし私たちの運動もあり、9月と11月に説明会を開催させることができましたが、その中で前町長は「公約違反である」ことを明確に認めざるを得ない場面もありました。

2023年12月、「考える会」は「忠岡町での『産業廃棄物焼却施設の計画』は一度立ち止まり環境汚染や健康被害について地域住民としつかり話し合うことを求めます」「請願署名（「立ち止まれ」署名）を取り組み、1万筆（町内集約分約4500筆）以上を町議会に提出しました。

この署名は1軒々々訪問し、内容を説明する中で集められ、有権者比で33%に相当する方が署名したにも関わらず、町議会ではほとんど審議されることもなく否決されました。しかし、この活動が忠岡町政のありようを示すものとして、この町長選挙でも大きな力を発揮すること

になります。

昨年10月から半年余り、今回の町長選挙では、これえだ候補は「産業焼却施設誘致白紙撤回」を明確に打ち出しましたが、他候補の集会等でも産業誘致に関する質問がいくつも出るなど、賛否含めて選挙の大きな争点に押し上げることとなりました。

■6月町議会での状況であらためて住民が主人公を考える

現在の忠岡町議会の党派構成は、町長選挙と同日に行われた町議補選の結果、与党は日本共産党3名、他は大阪維新の会・呈祥会4名、公明党2名、無所属2名、欠員1名となっています。産業誘致計画に賛成会派が多数を占めています。

町長選挙後初の6月町議会ではこんな質疑が行われました。

「是枝町長は白紙撤回というが、この事業は相手側（大栄環境㈱他）との約束に基づいて行う事業であり、その時々首長の一存で方向性を変更するという事は忠岡町の社会的信用低下になる」との趣旨です。これに対し、是枝町長は「議会の理解を得るために努力」を行い「公約の実現をしていきたい」旨の答弁を行いました。

この質問者は、前町長が町民との「約束」＝選挙公約（「広域処理」）から、「公民連携」に方向転換を行ったことに対して、議会の多数がこれに追隨したことに何の反省もありません。前町長自身が町民との約束・公約を町民の合意を得ることなく変更したことこそ「社会的信用」そして町民の行政への信用低下につながり、それに追隨した議会の責任を認識しなければならぬのではないのでしょうか。

忠岡町有権者比33%相当の「立ち止まれ署名」提出（23年12月議会）についても耳を貸さなかった議会のあり方こそ問われなければなりません。

6月本会議終了後「ごみ処理施設調査特別委員会」が7月11日に開催されました。この委員会では、産廃の事業主体となる忠岡エコサービス（大栄環境㈱他）から忠岡町に提出されている（仮称）地域エネルギーセンター整備・運営事業環境影響評価方法書（案）の概要」（以下「方法書（案）」）の説明が担当課からありました。これには環境アセスメントを実施する環境項目や方法が記載されています。

それに関して次のような質問がありました。

「巨大な産廃施設であり、例えば災害廃棄物も他市町村から持ち込まれることが想定されるが、「処理する廃棄物の種類」のなかにアスベスト（石綿）が入っていない。災害廃棄物も含めてアスベストを含む廃棄物を除去する方法や見分ける方法はどうか」（共産党議員）。

この質問に対し、担当課は「そもそも受け入れない」というのみで、搬入された廃棄物から除去する具体的方法については明確になっていないことが分かりました。

また、2022年時に問題となっていた「プラスチックなどの海洋浮遊物は焼却しないのか」と問われると「そこまできっちりとは決めていない」と回答。古タイヤなどが粉碎されてプラスチックとして焼却される可能性を問われると「そのあたりの品目はまだ具体的には決まっていない」との回答にとどまっています。

出された「方法書（案）」では、そもそも何を焼却するのか、「処理する廃棄物」の対象物以外を排除する方法も不明確な中で環境アセスが進められようとしていることが分かりました。

本年1月に担当課と私たちが懇談を行った際に「健康被害は将来起こらないと

言えるのか」との質問に「今の段階では健康被害が出ないとは断言できない」と担当課は答えました。そして町発行の広報「ただおか」には「健康被害が一切発生しない」とは書いていない」としています。つまり、将来健康被害は発生するかもしれないとの認識なのです。環境影響評価が行われる段階となった今でも、不安をぬぐうだけの確信を担当課自身が説明できない状況です。

また、環境アセスメントの手続きにおける「方法書（案）」に対する町長としての意見の提出について、推進派議員より「環境保全審議会の答申がベースになるのか」との質問に対して、担当課からは「尊重されるべきもの」と回答がありました。

審議会の答申を無視することはできないものとは考えますが、忠岡町としてもっとも尊重しなければならないのは「住民の意見」であることは誰も否定ができないのではないでしょうか。「社会環境及び自然環境の保全並びに育成に関する施策は、現在及び将来の住民の参加、協力及び理解に基づいて行われること」（忠岡町環境保全条例第2条（2））の「基本理念」を議会では忘れてはならないと考えます。

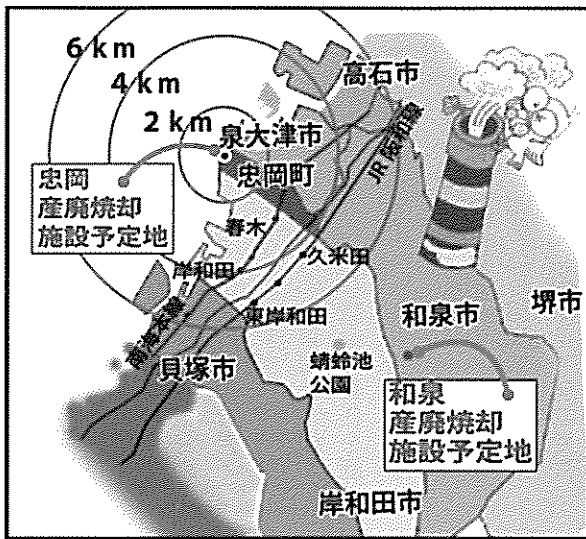
■産廃誘致計画と住民自治

―「住民の声で動く町政」に向けて

方法書（案）に示された「環境条件、保全対象となる」影響調査の範囲は産廃焼却施設からたつた半径3 kmと狭く、住民の不安に應えるものとは言えません。

左の図は、2023年に私たち「考える会」が宣伝用に作成したものです。この図を見れば影響調査を行う「半径3 km」がどのエリアなのか想像がつかます。

また、「半径3 km」で見ても、岸和田市や泉大津市の方が広いことは一目瞭然



です。

これまでも十分な説明を怠ってきた町当局は、以前私たちの質問に対して「他市の住民には説明を忠岡町は行いません。忠岡町のホームページから自ら情報を得てください」と述べました。他市にも影響を及ぼす可能性があるものを勝手に誘致し建設していくにあたって、極めて無責任な姿勢ではないかと考えます。

またこれまで前町長も担当課も「この計画の一番のメリット」は「忠岡町に入ってくる収入」と答えています。産廃持ち込み協力金（約4800万円／年）や事業者からの土地賃貸料（3000万円／年）などの収入のメリットが強調されてきました。

隣接する岸和田市民、泉大津市民にとって、この産廃焼却施設稼働は何のメリットもないのです。近隣住民をも犠牲にして忠岡町が「儲ける」ための事業を進めることになりました。

この計画を進めるにあたっての事業者と忠岡町が締結した「基本協定」（2024年3月）には「関係住民に対する説明会の開催」とあります。「関係住民」は「岸和田市民、忠岡町民、泉大津市民」であること

は明白です。また、概ね6 km圏内に入る高石市・和泉市・貝塚市に、排ガスが飛散しない根拠はありません。近隣市も含め住民への説明と同意なしにこの事業を進めることは背信行為と言わなければなりません。

是枝町長は「住民の声で動く町政を進める」ため、タウンミーティングの実施などを政治姿勢として公約しています。「産廃誘致計画」中止の立場を貫き、幅広い住民や各方面の声を聞き、庁内・議会で合意形成を図りながら、中止に向けた手続きを踏んでいきたい」

また「議案や計画も議会だけで議論して決めるのではなく、タウンミーティング（住民懇談会）で、議員も町幹部・職員も住民の声を聞くようになれば、素晴らしい忠岡町がつくれる」と抱負を述べています（大阪民主新報25年6月1日掲載のインタビュー）。

一般廃棄物・住民のゴミ処理は、市町村の義務であると法律で規定されています。「公共」の役割が問われているのが、この問題の本質です。

私たち住民も新町長の姿勢を「支持」することからさらに一歩踏み出して、「ともに実現していく」その試金石として産廃焼却施設誘致問題があると考えています。